

務	00	01	30年
(令和37年3月末まで保存)			

運 免 第 1 0 4 5 号

令 和 7 年 3 月 1 8 日

交 通 部 内 各 所 属 長 殿  
各 警 察 署 長

青 森 県 警 察 本 部 長

再試験に係る運転免許の取消しに伴う事務の取扱いについて

再試験に係る運転免許の取消しに伴う事務については、「再試験に係る運転免許の取消しに伴う事務の取扱いについて」（平成31年2月1日付け運免第871号）に基づき運用されているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）と運転免許証（以下「免許証」という。）の一体化に関する規定が整備されたことから、下記のとおり所要の改正を行い、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日をもって廃止する。

記

## 第1 事務処理体制の確立

運転免許課長は、再試験に係る運転免許の取消しに該当する者に係る通報並びにその者に係る事務処理上必要な資料の送付等が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

## 第2 処分決定等

### 1 意見の聴取等

- (1) 再試験を正当な理由なく受けないと認めることにより免許を取り消そうとする場合は、意見の聴取を行うことを要する。

当該意見の聴取は免許の取消しに係るものであることから、青森県公安委員会（以下「本県公安委員会」という。）がこれを行うこととなる。

- (2) 意見の聴取の通知は、別記様式第1の意見の聴取通知書により行うこととする。

(3) 意見の聴取通知書の「処分をしようとする理由」欄の記載については、それぞれの処分理由により次の要領によるものとする。

ア 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)第36条(再試験の基準)に該当し、初心運転者講習を終了しないことにより再試験の対象となり、その通知を受けた者が道路交通法(昭和35年法律第105号、以下「法」という。)第100条の2第5項の規定に違反して再試験を受けないと認めるときは、別表第1の区分1の記載例によるものとする。

イ(イ) 令第37条の3(初心運転者講習終了者に係る再試験の基準)に該当したことにより再試験の通知を受けた者が法第100条の2第5項の規定に違反して再試験を受けないと認めるときは、別表第1の区分2の記載例によるものとする。

(4) 意見の聴取手続の開始時期については、再試験通知書(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)別記様式第17の6の2)を直接交付した場合には、交付した日の翌日から1月、配達証明郵便により送付した場合には、「郵便物配達証明書」の配達月日の翌日から1月をそれぞれ経過した時点とする。

## 2 処分決定の決裁

免許の取消処分に係る本県公安委員会の事務は、法第114条の2において、本職には委任されていないことから、必ず本県公安委員会の審議を経て処分決定を行うこと。

なお、再試験を受験しない理由が定型的なものについては、一括して決裁を受け、異例なものについては、個別に決裁を受けるものとする。

## 3 処分決定通知

免許の取消処分の決定を行った時における再試験に係る者の住所地が、本県公安委員会以外の公安委員会の管轄区域にある場合には、本県公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して、当該決定を行ったことを別記様式第2の処分決定通知書を送付して通知するものとする。

## 第3 処分の移送等

1 本県公安委員会が法第104条の2の2第3項の規定により、処分移送通知書(府令別記様式第19の3の2)を送付するときは、原則として書留郵便により行うものとする。

2 処分移送通知書には、当該処分に係る初心運転者講習通知書(府令別記様式第22の11)あるいは再試験通知書の送付に係る郵便物配達証明書等その他通知した事実の証明に必要な資料を添付する。

- 3 再試験不受験による処分移送通知書の「処分をしようとする理由」欄の記載は別表第1の記載例、「備考」欄の記載は別表第3の記載例による。
- 4 処分の移送は、別記様式第3の行政処分関係書類送付書に処分移送通知書等を添付して行うものとする。

## 第4 処分の執行

### 1 運転免許取消処分書の交付の方法等

- (1) 運転免許取消処分書（府令別記様式第19の3の4。以下「取消処分書」という。）の理由欄の記載要領については、それぞれの処分理由により次の要領によるものとする。
  - ア 令第36条（再試験の基準）又は、令第37条の3（初心運転者講習終了者に係る再試験の基準）に該当し、その再試験の結果、合格基準に達しなかったと認めるときは、別表第2の区分1の記載例によるものとする。
  - イ 令第36条（再試験の基準）に該当し、初心運転者講習を終了しなかったことにより再試験の対象となり、その通知を受けた者が法第100条の2第5項の規定に違反して再試験を受けないと認めるときは、別表第2の区分2の記載例によるものとする。
  - ウ 令第37条の3（初心運転者講習終了者に係る再試験の基準）に該当したことにより再試験の通知を受けた者が法第100条の2第5項の規定に違反して再試験を受けないと認めるときは、別表第2の区分3の記載例によるものとする。
- (2) 取消処分書を交付する際には、取消処分書の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認するものとする。
- (3) 取消処分書の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で行うものとする。この際、当該者に対して、無免許運転の防止について、必ず指導すること。また、免許証を有する者に対しては、当該処分に係る免許証については、「運転免許証返納届」（府令別記様式17の3）により返納させ、免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）を有する者に対しては、マイナ免許証を提示させ当該マイナ免許証に係る免許情報記録を抹消すること。
- (4) 取消処分書を交付する際は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第82条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続きを書面（以下「不服申立てに関する書面」という。）で教示すること。

### 2 残免許保有者の取扱い

- (1) 処分執行時に免許証のみを有する者であった場合  
処分を受けた者（以下「被処分者」という。）に対して、取消しに係る免許以

外の現に取得している免許（以下「残免許」という。）の種類を記載した新たな免許証を作成し、交付すること。

残免許に係る免許証については、即日交付を原則とするが、何らかの理由によりこれが不可能な場合には、返納に係る免許証に穴を開ける等、外観上明白な措置を施した上、備考欄に

再試験手続中		
年	月	日まで有効
年	月	日青森公委

と記載して押印し、当該免許証と引き換え又は郵送により残免許に係る免許証を直接交付すること。

- (2) 処分執行時に、マイナ免許証のみを有する者であった場合  
被処分者のマイナ免許証に係る免許情報記録をその者の残免許に係る免許情報記録に書き換えること。
- (3) 処分執行時に、免許証及びマイナ免許証を有する者であった場合  
免許証については、(1)の措置を講じるとともに、マイナ免許証については、(2)の措置を講じること。
- (4) 処分を受けた後の免許証及び免許情報記録の有効期間について  
処分を受けた後の残免許に係る免許証及び免許情報記録の有効期間については、以下の場合に依りてそれぞれ以下に掲げるとおりとすること。
  - ア 処分執行時に免許証のみを有する者であった場合  
処分執行時に有していた免許証の有効期間が満了する日
  - イ 処分執行時にマイナ免許証のみを有する者であった場合  
処分執行時に有していたマイナ免許証に係る免許情報記録の有効期間が満了する日
  - ウ 処分執行時に免許証及びマイナ免許証を有する者であった場合  
処分執行時に有していた免許証の有効期間が満了する日又は処分執行時に有していたマイナ免許証に係る免許情報記録の有効期間が満了する日のいずれか遅い日
- (5) 免許証の交付及び特定免許情報記録に係る手数料の徴収について  
残免許保有者が処分を受けた後に、以下のア及びイに該当するときには、それぞれ以下に掲げる手数料を徴収しないこととされているので留意すること。
  - ア 処分執行時に免許証を有する者であった場合で、処分を受けた後に残免許に

係る免許証の交付を受けるとき（(1)並びに(3)に該当するとき）

残免許に係る免許証の交付に伴う免許証交付手数料

イ 処分執行時にマイナ免許証を有する者であった場合で、処分を受けた後に残免許に係る免許情報記録への書き換えを受けるとき（(2)並びに(3)に該当するとき）

残免許に係る特定免許情報の記録に伴う特定免許情報記録手数料

#### (6) 免許保有状況の変更

免許保有状況について被処分者から変更の申出を受けた場合は、免許センター及び各試験場において申出に基づく変更の手続を行うものとし、各警察署では手続を行わないようにすること。

変更の手続の詳細は別途指示する。

### 第5 処分執行の通知

- 1 本県公安委員会において、処分決定通知に係る者に対して取消処分書を交付した場合は、本県公安委員会から、被処分者の住所地を管轄する公安委員会に対して、処分執行したことを別記様式第4の処分執行通知書を送付して通知するものとする。
- 2 処分決定を行った公安委員会が、後記第6の処分執行依頼をしたときは、当該処分執行依頼を受けた公安委員会から執行通知書の送付を受けた後に、当該行政処分に係る者の住所地を管轄する公安委員会に処分執行通知書を送付するものとする。

### 第6 処分執行依頼

処分執行依頼は、再試験に係る者（残免許を有する者を除く。）の住所地又は居所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合に、取消処分書の交付を被処分者の住所地又は居所を管轄する公安委員会に依頼して行うこと。

#### 1 処分執行依頼の通知

- (1) 処分執行依頼は、別記様式第5の処分執行依頼書に、再試験に係る者に交付する取消処分書、不服申立てに関する書面及び当該処分に係る別記様式第6に定める再試験に係る行政処分処理票並びに「青森県警察における警察共通基盤システムによる運転者管理業務に係る様式及び入力要領について」に定める違反外処分・短縮・手配登録票（資料区分、処分登録公安委員会コード（警察署コード）、処分年月日及び処分短縮以外のコードを記載したもの。）の写しを添付して行うこと。
- (2) 再試験に係る者に交付する取消処分書の余白欄に取扱事項を記載している場合

にあつては、当該事項を抹消すること。

- (3) 処分決定通知とともに、処分執行依頼を行う場合は、別記様式第2の表題を「処分決定通知書」から「処分決定通知・処分執行依頼書」と変更し、本文の「当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、免許の取消処分を決定したので通知する。」の後に、「また、下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する(居住している)者であることが判明したので、行政処分の執行を依頼する。」と追加記載して行うものとし、別記様式第5の処分執行依頼書の作成を省略するものとする。

## 2 処分執行依頼を受けた場合の措置

- (1) 再試験に係る者に対し取消処分書を交付するときは、当該処分書の交付者において、処分書の通知(交付)年月日を記載して行うものとする。

なお、再試験に係る者が処分執行時にマイナ免許証を有する者である場合の免許情報記録の抹消は、処分執行依頼を受けた青森県警察において行うこととする。

- (2) 処分執行依頼を受け、再試験に係る者に取消処分書を交付したときは、別記様式第7の執行通知書に取消処分書の写しを添付して、処分執行依頼をした都道府県公安委員会に送付するものとする。

この場合、再試験に係る者が処分執行時に免許証を有する者である場合は、執行通知書及び当該処分書の写しとともに、返納された免許証を送付するものとする。

## 第7 登録

再試験に係る者に取消処分書を交付したときは、運転免許課において、「青森県警察における警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施要領」に定める必要な処分登録を行うものとする。

## 第8 行政処分処理票の作成

運転免許課長は、再試験に係る行政処分処理票を作成し、その処理経過を明らかにして置くものとする。

担当：運転免許課高齢運転者等支援係  
運転免許課運転免許管理係  
運転免許課試験・教習所係



別表第1 意見の聴取通知書の「処分をしようとする理由」欄の記載例

区 分	記 載 例
1	道路交通法施行令第36条（再試験の基準）に該当し、初心運転者講習を終了しなかったことにより再試験の通知を受けて、その再試験を受けなかったため
2	道路交通法施行令第37条の3（初心運転者講習終了者に係る再試験の基準）に該当し、再試験の通知を受けて、その再試験を受けなかったため

別表第2 運転免許取消処分書の「処分をしようとする理由」欄の記載例

区 分	記 載 例
1	道路交通法施行令第36条（再試験の基準）又は、第37条の3（初心運転者講習終了者に係る再試験の基準）に該当し、その再試験の結果、合格基準に達しなかったため
2	道路交通法施行令第36条（再試験の基準）に該当し、初心運転者講習を終了しなかったことにより再試験の通知を受けて、その再試験を受けなかったため
3	道路交通法施行令第37条の3（初心運転者講習終了者に係る再試験の基準）に該当し、再試験の通知を受けて、その再試験を受けなかったため

別表第3 処分移送通知書の備考欄の記載例

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再試験通知書の交付方法               <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 直接交付      <input type="checkbox"/> 郵送による</li> </ul> </li>   <li>○ 添付資料               <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 再試験通知書</li> <li><input type="checkbox"/> 郵便物配達証明書</li> <li><input type="checkbox"/> 初心運転者講習通知書</li> <li><input type="checkbox"/></li> </ul> </li> </ul>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



第 号  
年 月 日

意見の聴取通知書

住所

殿

青森公安委員会

道路交通法第104条の2の2第6項の規定に基づき、あなたに対する下記理由による処分に係る意見の聴取を下記により行うので出頭されるよう通知します。

意見の聴取期日	
意見の聴取場所	
処分をしようとする理由	

- 備考
- 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分します。
  - 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは代理人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたのために意見の聴取のために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。
  - 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

第 号  
年 月 日

公安委員会 殿

青森県公安委員会

## 処 分 決 定 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、免許の取消処分を決定したので通知する。

## 記

住 所	
氏 名	年 月 日生
運 転 免 許 の 種 類	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
取消しに係る 免許の種類	<input type="checkbox"/> 準中型 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大自二 <input type="checkbox"/> 普自二 <input type="checkbox"/> 原付
処分決定日	年 月 日
処 分 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3

第 号  
年 月 日

公安委員会 殿

青森県公安委員会

行政処分関係書類送付書

住 所  
氏 名

上記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する者であるが、当公安委員会において行政処分を要すると認められる事実を発見したので、当該事実に係る関係書類を送付する。

別記様式第4

第 号  
年 月 日

公安委員会 殿

青森県公安委員会

処 分 執 行 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、免許の取消処分を行ったので通知する。

記

住 所	
氏 名	年 月 日生
運 転 免 許 の 種 類	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
取消しに係る 免許の種類	<input type="checkbox"/> 準中型 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大自二 <input type="checkbox"/> 普自二 <input type="checkbox"/> 原付
処分執行日	年 月 日
処分の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 5

第 号  
年 月 日

公安委員会 殿

青森県公安委員会

処分執行依頼書

住 所（居所）

氏 名

上記の者は、当公安委員会において処分決定を行った者であるが、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する（居住している）者であることが判明したので、取消処分書に係る事実に基づき行政処分の執行を依頼する。



別記様式第6 (乙)

再 試 験 に 係 る 行 政 処 分 処 理 票 (乙)				
意見の聴取	回数	通知年月日	通知方法	出頭の有無
	1回	年 月 日	<input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 郵送	<input type="checkbox"/> 出頭 <input type="checkbox"/> 不出頭 <input type="checkbox"/> 所在不明
	2回			
	3回			
処分決定	<input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> その他 ( )			
処分手配 (登録)	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 無			
処分通知	発	年 月 日		
		通 知 先		
	受	年 月 日		
		通 知 元		
処分執行	出 頭 通 知	年 月 日	出頭場所	
	執 行	年 月 日	執行場所	
登録票	作成	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	登録	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
備考				

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 処分理由は、該当番号に○印を付する。

3 初心運転者講習通知は、当該講習を終了しなかった者のみ記入する。

4 登録票は「警察情報管理システムによる運転者管理業務実施細則」の定めるところによる。

別記様式第7

第 号  
年 月 日

公安委員会 殿

青森県公安委員会

執行通知書

住 所（居所）

氏 名

行政処分執行依頼書（ 〇年〇月〇日付け〇〇発第〇号）により、貴公安委員会から行政処分執行依頼を受けた上記の者に対し、行政処分を執行したので通知する。